# 漁業の免許内容等の事前決定

# 目 次

奋	美	大	鳥	海	ヌ
~	$\sim$	_	ш	/ <del></del>	_

区	画	渔	業
نظ	ᄪ	<i>1/</i> 1775	$\sim$

1	魚類養殖業	 •	1
2	もずく養殖業		5

#### 奄美大島海区

#### 区画漁業

# 1 魚類養殖業

					制 限 又は 条 件	
漁場			漁業の	漁場の	いけす(8メー	地元
番号	漁業種類	漁業の名称	時 期	位 置	漁 場 の 区 域 トル× 8メー	地区
					トルの 数の最 高限度	
大 (本 大 (本 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	第 1 種区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28°13′26″ E 129°12′52″ 点イ N 28°13′26″ E 129°13′02″ 点ウ N 28°13′24″ E 129°13′02″ 点エ N 28°13′24″ E 129°12′52″	大郡戸町 町

## 別紙-1 (人工種苗 大特区魚第35号)

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀 (8メートル×8メートル 正方形) 68台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

						制限又は条件
漁	場			漁業の	漁場の	いけす (8メー
番	: 号	漁業種類	漁業の名称	時 期	位 置	漁 場 の 区 域 トル× 8メー 地区
						トル)の 数の最
						高限度
大区第		第 1 種区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア、点イ、点ウ、点工、点オ、点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 別紙-2 83台 大島 郡瀬 戸内
						点の位置
						点ア N 28° 13′ 24″ E 129° 12′ 52″ 点イ N 28° 13′ 24″ E 129° 13′ 02″ 点ウ N 28° 13′ 18″ E 129° 12′ 58″ 点エ N 28° 13′ 20″ E 129° 12′ 51″

## 別紙-2 (天然種苗 大特区魚第36号)

(1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀 (8メートル×8メートル 正方形)83台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積(5,298㎡)を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

(2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

#### 2 もずく養殖業

_	) \ 食饱未						
漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は	地元地区
大 特 电 第23号	第 1 種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	大島郡宇室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に直線で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 33″ E 129° 12′ 08″ 点イ N 28° 15′ 35″ E 129° 12′ 10″ 点ウ N 28° 15′ 43″ E 129° 12′ 02″ 点エ N 28° 15′ 42″ E 129° 12′ 00″	1 外ぞの面以にけな2舶妨うなら漁角れ赤上上設れい漁のげにけなります。5 高しなは行い設ばいけな割れい	大郡検村
大 转 5 5 5 5 5 5 5 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	第 1 種区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宮宝田が大地・大島では、大島では、大地・大地・大地・大地・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に直線で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28°15′45″ E 129°11′54″ 点イ N 28°15′47″ E 129°11′53.5″ 点ウ N 28°15′46″ E 129°11′43.5″ 点エ N 28°15′43.5″ E 129°11′44″	1 外ぞの面以にけな2舶妨うなら漁角に方旗1の置ば 具航な敷れい群・5高しな は行い設ばけいなりがいいいではないがあれいがある。	大郡 検村
大 特 医 第25号	第 1 種区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村屋鈍 浜南地先	点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に直線で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 46″ E 129° 11′ 23″ 点イ N 28° 15′ 48″ E 129° 11′ 23″ 点ウ N 28° 15′ 48″ E 129° 11′ 16″ 点エ N 28° 15′ 46″ E 129° 11′ 16″	1 外ぞの面以にけな2舶妨うなら 黒に方旗1の置ば 具航な敷れい 群・1 の置ば 具航な敷れい がはない。 がはない。 がい。 が	大郡検村
大 特 も 第26号	第 1 種区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村 <b>屋</b> 検 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	点ア、点イ、点ウ、点工及び点アを順次に直線で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 52″ E 129° 11′ 02″ 点イ N 28° 15′ 53″ E 129° 11′ 04.5″ 点ウ N 28° 15′ 57″ E 129° 11′ 02.5″ 点エ N 28° 15′ 56″ E 129° 11′ 00″	1外ぞの面以にけな2舶妨うなら漁角れ赤上上設れい漁のげにけな具に方旗1の置ば 具航な敷れい群そのでいまで、高しな は行い設ばがまれいがある。	<b>大郡検</b>

漁	場	漁業種類	漁業の名称	漁業の	漁場の	制限又は : 漁 場 の 区 域	地元
番	号			時 期	位 置	条 件  :	地区
大区第27	特も号	第 1 種区画漁業	もずく養殖業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡枝子・大島郡枝・大島・大島・大島・大島・大学・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・	んだ線によって囲まれた区域 外角にそれ	大島 郡検村